

アフリカで事業展開する企業に対する英国の公的支援

2020年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、2020年8月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後記載内容が変わる場合があります。本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ロンドン事務所

Email : ldnresearch@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

目次

民活インフラ開発グループ (PIDG)	3
アフリカ・エンタープライズ・チャレンジ・ファンド (AECF)	6
グローバル・イノベーション・ファンド (GIF)	7
貿易のための物流イノベーション (LIFT) (英国国際開発省 (DFID) 資金).....	9
アフリカ地域インフラ計画 (RIPA) (DFID)	10
AgDevCo	12
イノベート UK.....	13
ビジネス・コール・トゥ・アクション(BCtA).....	14
英国国際通商省(DIT)	15
CDC グループ	17
エネルギー・環境パートナーシップ (EEP)	18
英国輸出信用保証局 (UKEF)	19
アフリカ農業向け融資 (LAFCO).....	25

民活インフラ開発グループ (PIDG)

1. **サービス区分 - 入札、資金調達、アドバイザリーサービス**
2. **問い合わせ先** - +44 (0) 203 848 6740, info@pidg.org, 6 Bevis Marks, London, EC3A 7BA. <https://www.pidg.org/contact-us/>
3. **組織概要** - 民間インフラ開発グループ (Private Infrastructure Development Group: PIDG) は、英国を含む複数国の政府や世界銀行・国際金融公社 (IFC) が出資する、低所得国における安価で持続可能なインフラ・サービスの提供に重点を置いた開発金融機関である。同機関は、3つの主要部門と6つの補助機関を通じて、該当するプロジェクト/機会への支援を行っている。PIDG のスキームやサービスはこれらの機関を通じて利用することができるほか、若干数ながらPIDG から直接利用できる機会もある。
4. **企業向けスキーム/サービス -**

- a. PIDG 直接の入札案件

入札情報は、PIDG のウェブサイトに掲載されている。

<https://www.pidg.org/working-together/respond-to-a-tender/>

各入札には個別の資格基準があり、プロジェクトの詳細と合わせて示されている。各入札はローリング方式で更新される。

- b. 新興アフリカ・インフラ・ファンド (EAIF) : 融資

商品を利用できるのは、外資系企業またはサブサハラ・アフリカで登記されているジョイントベンチャーを有する FDI (外国直接投資) 企業である。

対象は、電力、電気通信、上下水道、インフラストラクチャー、ガスの流通、運輸、アグリビジネス、鉱業の各部門である。

融資額は 1,000~5,000 万米ドルの範囲で、メザニンファイナンスを含み、期間は最長 20 年、現地通貨建ての融資も可能となっている。

融資を希望する企業は、EAIF から以下のような情報を求められる：

企業概要、取締役、株主、財務諸表および業績、経営・事業の変遷および実績

加えて、プロジェクト・ファイナンスの詳細、すなわちインフラの種類、対象国、ロケーション、資本コスト、プロジェクトの詳細な実行可能性、財務モデル、主要なリスク要因、経済と人々にとっての中心的利益、プロジェクトの投資家、並びにプロモーター、デベロッパーの詳細などの情報が求められる。

融資申請は、電子メールで enquiries@investecmail.com へ直接行う。

c. GuarantCo - 信用保証、債券保証

GuarantCo は、市場の制約や特定のリスクによって資金調達が困難な場合に、プロジェクトのデットファイナンスによる調達を支援するため、現地通貨建ての保証を行う。この保証により、プロジェクトは金融機関または資本市場から直接融資を受けることができる。

ナミビア、ボツワナ、ジンバブエを除くサブサハラ・アフリカのほとんどの国において、登記されている事業体がこのサービスを利用できる。エジプト、モロッコ、西サハラの事業体にも資格がある。また、南アジアおよび東南アジアの多くの国でも利用が可能になっている。

対象となる部門は、アグリビジネス、エネルギー、電気通信、製造業、WASH (Water, sanitation and hygiene : 水・衛生)、輸送および都市インフラである。

通常、GuarantCo ではプロジェクトや企業の債務を最大 5 割保証、シニア債と劣後債は含まれるが、エクイティは対象外となる。対象は 500～5,000 万米ドルの融資で、保証期間は最長 15 年、申請は <https://guarantco.com/working-together/funding-requests/> で直接行う。

d. InfraCo Africa - 資金調達、アドバイザーサービス、入札

InfraCo Africa は、ライフサイクルが初期段階にあるプロジェクトに資金と専門知識を提供し、当該プロジェクトがコンセプト段階から実行可能な機会へと移行する支援を行っている。InfraCo は、すでに経験が豊富で先行しているか、または現場の専門知識を提供できるプロジェクトを対象としている。

InfraCo は、民間部門では高リスクと見なされるものの、いずれバンクアブルになる可能性があるプロジェクトを支援している。

- i. サービスは、南アフリカ、ナミビア、ボツワナ、スワジランドを除くサブサハラ・アフリカ各国で登記している事業体が利用できる。

- ii. 対象部門は、農業インフラ、資本市場の発展、社会インフラ、水（下水設備と衛生設備を含む）、輸送、物流である。
- iii. 業務対象は、初期段階のプロジェクトへの資金提供とプロジェクト開発のための専門知識の提供。また、初期段階のプロジェクトや規模の拡大が必要なプロジェクトに資金提供するための出資も行っている。
- iv. 申請は、以下のリンクから可能:

<http://www.smartsurvey.co.uk/s/co-dev/>

アフリカ・エンタープライズ・チャレンジ・ファンド (AECF)

1. サービス区分 - 資金調達
2. 問い合わせ先- +254 703 033 394、+254 203 675 394、info@aecfafrica.org、<http://www.aecfafrica.org/portfolio/competitions>
3. 組織概要 - AECF は、企業が最終的にアフリカの農村地域の暮らしを改善できるよう支援することに重点を置いた開発機関である。AECF は、農業・アグリビジネス、再生可能エネルギー、気候変動イノベーション、前述の各分野に寄与する金融サービス/電気通信システムに焦点を当てた革新的なビジネスプランを持つ企業に助成金や資金を提供している。利用可能な資金は、コンペにより 10 万米ドルから 150 万米ドルの範囲である。
4. 企業向けスキーム／サービス - 最新情報と資金の申請は、次のリンクから入手可能できる：<http://www.aecfafrica.org/portfolio/competitions>

グローバル・イノベーション・ファンド（GIF）

1. **サービス区分 - 資金調達**
2. **問い合わせ先** - WeWork/Spice Building、8 Devonshire Square、London、EC2M 4PL、<https://globalinnovation.fund/contact/>
<https://globalinnovation.fund/apply/form/>
3. **組織概要** - グローバル・イノベーション・ファンド（GIF）は、ロンドンに拠点を置く非営利団体で、世界の貧困地域に住む人々の生活向上に寄与するイノベーションの開発、実証、スケーリングに対して集中的に投資を行っている。5 万米ドルから 1,500 万米ドルの助成、融資、出資を行い、ライフサイクルのあらゆる段階でイノベーションを支援している。
4. **企業向けスキーム／サービス** - 本ファンドは申請を随時受け付けており、定められた基準に適合すれば日本企業/イノベーションも申請・利用できる。申請手続きは以下のとおり：
 - a. 初回申請 - オンラインフォームおよび申請企業のイノベーションが GIF の定める基準に適合していることを示す文書またはプレゼンテーションを提出。
 - b. 情報収集 - （初回申請を通過した場合）GIF 代表者との 30～60 分間の電話会議による詳細なヒアリング。
 - c. 本格申請 - （電話会議が順調に終わった場合）イノベーションの詳細な内容、チームのプロフィール、詳細な財務計画を提出
 - d. デューデリジェンス - GIF 側で申請内容の確認を行い、申請者にフィードバックを返す。
 - e. 採択審査会（decision panel） - 申請内容を GIF の基準に照らして審査し、適切かどうかを判断する。

イノベーションの段階によって、利用可能な資金提供額が決まる。関心のある企業は、申請に当たって以下の 3 つの段階のいずれかに該当しなければならない。

- i. **パイロット段階（Pilot）**：利用可能な資金は最大 23 万ドル。パイロット段階のイノベーションとは、開発の初期段階、すなわちテスト段階であり、少数の人々に利益をもたらすが、その証拠が限定的なものをいう。パイロット段階のイノベーションに関して、ファンドがデューデリジェンスを完了するのに、通常 3～6 カ月かかる。

- ii. 試験および移行段階（Test & Transition）：この段階のイノベーションは、最大 230 万ドルの資格対象となる。小規模ながら継続的な実証試験に成功し、数千人から数十万人単位の多くの人々に利益をもたらし、その証拠を収集する段階にある技術が対象となる。ファンドがデューデリジェンスを完了するには、通常 6～9 カ月が必要となる。
- iii. 規模拡大（Scale）：スケールアップの準備ができている段階のイノベーションについては、数百万人単位の人々に利益をもたらすという強力な証拠が整っており、実施面および財務面での実行可能性を有している必要がある。それが実行可能であるという確たる証拠を有し、そのイノベーションが他の国々やより大きな集団に広がることが期待される。このようなイノベーションへの供与資金の上限は、1,500 万ドルに設定されている。

貿易のための物流イノベーション（LIFT）（英国国際開発省（DFID）資金）

1. **サービス区分 - 資金調達**
2. **問い合わせ先 - info@lift-fund.com,**

<https://www.gov.uk/international-development-funding/logistics-innovation-for-trade#contents>
3. **組織概要** - 貿易のための物流イノベーション・ファンド（LIFT）は、東アフリカの輸送・物流業界のイノベーション促進を目的とした、英国国際開発省（DFID：2020年秋に外務・英連邦省と統合して、外務・英連邦・開発省に改組）が資金を提供するプロジェクトである。LIFT が資金を提供するすべてのプロジェクトは、東アフリカ地域（ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ）の輸送・物流コストを削減に繋がる可能性を有していなければならない。
4. **企業向けスキーム／サービス** - 営利企業が主導するプロジェクトは、少なくとも資金の 50%を申請事業者が提供しなければならない。非営利企業については、プロジェクト資金の 30%は主導する事業体により賄わなければならない。提案書には、LIFT が資金を供与するプロジェクトは、LIFT からの資金提供なしには事業が進めないことを示す必要がある。対象国に設立された日本企業および当該国で操業しようという海外の日本企業は、LIFT に対して提案を行うことができる。

アフリカ地域インフラ計画（RIPA）（DFID）

1. サービス区分 - 資金調達、ビジネス支援サービス
2. お問い合わせ先 - IPPF: nepad-ippf@afdb.org、ICA: icasecretariat@afdb.org、
ITF: eu-africa-itf@eib.org、
<https://www.gov.uk/international-development-funding/regional-infrastructure-programme-for-africa>
3. 組織概要 - アフリカ地域インフラ計画（RIPA）は、アフリカ全域の家庭や企業向けの電力、運輸、水、通信インフラの質の改善を目的とする、英国国際開発省（DFID：2020年秋に外務・英連邦省と統合して、外務・英連邦・開発省に改組）が資金供与を行うプロジェクトである。RIPA は現在、多国間機関、各国政府、地域経済共同体（RECs）と連携して活動している。資金供与額は最大 100 万ポンドである。
4. 企業向けスキーム／サービス - 以下のプログラムがある：

- a. NEPAD インフラ整備プロジェクト準備融資制度（IPPF）：

「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」イニシアチブに基づく IPPF は、アフリカ各国の地域におけるエネルギー、輸送、ICT、越境水インフラ（2つ以上の国境を越えた湖や川など）分野のインフラ整備を支援するため、それらのプロジェクトを助成する制度である。

資格基準は以下のとおり：

- i. 参加国間の覚書（MOU）、プロジェクトのスポンサーを示す会合の記録など、制度および実施面での取り決め
- ii. 地域および国レベルの連携
- iii. プロジェクトの準備状況（コンセプトノートの有無、アセスメント調査等）
- iv. 財務見通し：政府/投資家/ドナーのコミットメントの根拠となるもの
- v. 受入国による、予算総額の 5%から 20%の範囲での費用負担能力
- vi. 地域の連結性を高め、国内の成長を押し上げることにつながるプロジェクトであるという根拠
- vii. 政治的支援の根拠

http://nepadippf.org/en/page/nepad_ippf_brief

b. アフリカ・インフラストラクチャー・コンソーシアム（ICA）：

G8、世界銀行、アフリカ開発銀行、アフリカ連合委員会（AUC）などが参画する、アフリカのインフラ開発プロジェクトの組成・ファイナンスを促進するためのプラットフォーム。主な活動は、データベース等による情報・ノウハウ提供など（直接の助成事業等を行っていない）。

<https://www.icafrica.org/en/>

関連プロジェクトの調達情報は、アフリカ開発銀行のウェブサイトで確認できる。

<https://www.afdb.org/en/documents/project-related-procurement/procurement-notice>

c. EU・アフリカインフラ信用基金（EU-AITF）：

EUのアフリカ向けインフラ開発支援プログラム。2019年に終了。

<https://www.eu-africa-infrastructure-tf.net/>

AgDevCo

1. **サービス区分 - 資金調達、アドバイザーサービス**
2. **問い合わせ先** - +44 (0)20 7539 2650、info@agdevco.com、
<https://www.agdevco.com/contact-us.html>
3. **組織概要** - AgDevCo は、サブサハラ・アフリカの農業部門を対象に、社会的インパクト投資およびプロジェクト開発を行う機関で、英国国際開発省（DFID：2020年秋に外務・英連邦省と統合して、外務・英連邦・開発省に改組）や他の欧州政府、マスターカード財団等から資金提供を受けている。AgDevCo は、直接投資を意図的に行い、現地での技術サポートや専門家による農業アドバイスを経営陣に提供する。AgDevCo は、現在サブサハラ・アフリカの各国で事業を行っている（ボツワナ、赤道ギニア、ガボン、モーリシャス、ナミビア、南アフリカの上位中所得国 6 か国を除く）。
4. **企業向けスキーム／サービス** - 以下を提供：
 - a. 長期貸付: 期間は 5～15 年
 - b. エクイティ投資: 100 万ドルから 1,000 万ドルの範囲
 - c. 助成：主に小規模農家に利益をもたらす生産者スキームを支援するために使われる。
 - d. 経営支援: 財務管理、農学、ガバナンスの領域

上述のすべてのサービスは、どの段階の企業でも利用できるが、100 万ドル未満の投資は、高い成長の可能性のある場合を除き、検討されない。AgDevCo はタバコと飲用エタノールに関するプロジェクトを除き、農業部門のすべてのプロジェクトの申請を受け付けている。

投資基準は以下のとおり:

- 事業計画と財務運営の実績がある確度の高いビジネスモデルであること
- 効率的な経営能力を有していること
- 持続的成長の潜在力を有していること
- 人、経済、環境に対する潜在的利益を有していること

イノベート UK

1. **サービス区分 - アドバイザリーサービス、資金調達**
2. **問い合わせ先** - support@innovateuk.ukri.org、+44 (0) 300 321 4357
3. **組織概要** - イノベート UK は英国政府の英国研究・イノベーション機構（UKRI）の一部で、英国政府からの補助金により活動する政府外公共機関（Non-Departmental Public Bodies）の一つである。イノベート UK は、企業が新しいアイデアの可能性を開拓し実現するのを支援することで、生産性と経済成長を推進する。この組織は、あらゆる経済部門、バリューチェーン、英国の全地域の企業を支援している。
4. **企業向けスキーム／サービス** - イノベート UK は、イノベーションを加速させ、研究開発への事業投資を推進するため、多数の助成事業を行っている。通常、常時十数件の資金調達コンペを実施しており、日系企業を含む外国企業が申請できるアフリカ関連の資金調達コンペも存在する。最新情報と資金の申請は、以下のリンクから入手できる：

<https://apply-for-innovation-funding.service.gov.uk/competition/search>

同サイトで検索キーワード機能に「Africa」と入れると、現在申請可能なコンペの一覧と詳細が参照できる。

- a. エネルギー・カタリスト第 8 ラウンド「クリーンエネルギーへのアクセス」
主にサブサハラ・アフリカおよび南アジアにおけるクリーンエネルギーへのアクセス拡大を目指し、エネルギー分野で革新的なテクノロジーを開発する英国・外国企業を支援するプログラム。総計 2000 万ポンドを助成。2020 年の申請期間は 6 月 16 日から 9 月 16 日。エネルギー・カタリストの概要は、以下のリンクを参照。通常年 1 回ラウンドが行われる。

<https://www.gov.uk/guidance/energy-catalyst-what-it-is-and-how-to-apply-for-funding>

- b. アグリテック・カタリスト第 10 ラウンド「農業と食品システム」
アフリカ各国のパートナーとアグリテックおよび食品チェーンの改革を加速させるプロジェクト。グローバル・チャレンジ研究ファンド（GCRF）から最大 250 万ポンドの助成金が提供される。2020 年の申請期間は 7 月 20 日から 10 月 21 日。アグリテック・カタリストの概要は、以下のリンクを参照。通常年 1 回ラウンドが行われる。

<https://www.gov.uk/international-development-funding/the-agri-tech-catalyst>

ビジネス・コール・トゥ・アクション (BCtA)

1. **サービス区分 - パートナーシップ**
2. **問い合わせ先** - Secretariat@businesscalltoaction.org,
<https://www.businesscalltoaction.org/>
3. **組織概要** - ビジネス・コール・トゥ・アクション (BCtA) は、英国国際開発省 (DFID：2020年秋に外務・英連邦省と統合して、外務・英連邦・開発省に改組) の資金提供を受けたプログラムで、商業的な成功と開発効果の両方をもたらす革新的なビジネスモデルを手掛ける企業との連携を目指している。気候変動、教育、保健、生計手段、民間部門、技術、水および衛生の各部門に焦点を当てている。詳細は以下のウェブサイトから入手可能:
<https://www.gov.uk/international-development-funding/business-call-to-action>
4. **企業向けスキーム／サービス** - ビジネスを通じた開発ソリューションへの貢献に尽力している企業であれば、国有企業、地域企業、多国籍企業といった性質や企業規模を問わず、プログラムへの参加が可能である。

BCtA は参加企業に対し、開発における市場原理に基づくアプローチに関する専門性や知見、ベストプラクティスのプラットフォームを提供するとともに、先導的な開発に関する助言・支援を行い、他企業・ドナー・その他ステークホルダーとのネットワーク構築を後押しする。

BCtA への参加を希望する場合は、事務局に申請を行う。

英国国際通商省(DIT)

1. **サービス区分 - ビジネス支援サービス**
2. **問い合わせ先 - customer.service@ukexportfinance.gov.uk、**
+44 (0) 20 7271 8010、
ditafricatrade@mobile.trade.gov.uk
3. **組織概要** - 国際通商省 (DIT) は、英国と世界の貿易・投資の促進を目的に、英国の製品・サービスの輸出や対内直接投資の誘致のための各種スキーム等を実行しているほか、対外通商政策の立案や世界各国との通商交渉などを行っている。
4. **企業向けスキーム／サービス** - DIT は英国企業向けに海外市場紹介サービス (Overseas Market Introduction Service: OMIS)を有料で提供している。DIT のアフリカ貿易サービスユニット (Africa Trade Services Unit) は、以下のような活動を通じ、英国企業のアフリカ市場開拓を支援している。
 - a. **市場調査/分析:** DIT は英国企業が選択した市場に関して、関連するセクターのニーズ、規模、成長マトリックス、競争状況を特定し、分析するための主要な情報を提供している。市場調査から収集された情報は、英国企業がどのように市場に浸透していくかといった戦略の立案のために活用される。
 - b. **ミーティングのアレンジ:** 定められた基準に基づき、DIT を通じて企業の経営層や政府関係者、請負事業者等とのミーティングのアレンジを行うことができる。OMIS の終了時、DIT は会議での主要な活動や経営層の連絡先を記載したサマリーレポートを企業 (顧客) に送付する。
 - c. **パートナーの紹介:** 英国企業を当該市場のパートナー企業と引き合わせることで、ビジネス関係を進められるようにする。また、お互いにメリットのある関係が構築できるように、定められた基準に基づき、パートナー候補企業の調査や特定を行う。OMIS の終了時、DIT はパートナー候補企業と先方の関心度、経営陣のコンタクトを含んだレポートを企業に提供する。
 - d. **ネットワーキング・レセプション/テクニカル・プレゼンテーション:** 大使公邸を活用したレセプション/ワークショップ/ディナー/昼食会の開催を支援。招待者に関しては、企業にとって価値をもたらすとされる基準を DIT と依頼者である企業との間で協議、合意しリストアップを行う。
 - e. **アフリカ内の希望する市場での製品登録に関して、英国企業にガイドラインを提供。**

- f. 現地企業に対する基本的なチェックを実施。
- g. アフリカにおける希望国の輸入規制と関税に関する支援。
- h. その他、市場開拓に関する活動。

在英日系企業が DIT の支援を必要とする場合、同省のアフリカ貿易サービスデスク（Africa Trade Services Desk）で支援を受けることができる。貿易サービスユニット（Trade Services Unit）は、アフリカとの貿易に関する問い合わせの単一窓口として機能しており、問い合わせや要望は、ditafricatrade@mobile.trade.gov.uk に送付する。貿易・投資に関する質問や問い合わせは、

<https://www.great.gov.uk/contact/triage/location/> から行うことができる。

CDC グループ

1. サービス区分 - 資金調達

2. 問い合わせ先 - enquiries@cdcgroupp.com、+44 (0)20 7963 4700、

<https://www.cdcgroup.com/en/contact/>

3. 組織概要 - CDC グループは英国政府が所有である公開有限責任会社（Public limited company）で、英国国際開発省（DFID：2020 年秋に外務・英連邦省と統合して、外務・英連邦・開発省に改組）が唯一の株主となっている。CDC グループは開発に力を入れており、アフリカと南アジア全域でのビジネス構築支援を行うことで、世界の最貧地域で雇用を創出し、人々の生活に永続的に変化をもたらすことを目指している。

4. 企業向けスキーム／サービス - CDC グループの重点セクターは、金融サービス、インフラ、保健、製造業、食品・農業、建設・不動産、教育であり、3つのカテゴリーの商品を提供している：

a. 直接出資：チケットサイズ（投資金額）は1,000 万～1 億 5,000 万ドル

b. 貸付：資金調達は主に、①プロジェクト・ファイナンス、②企業向け貸付、③貿易金融、④金融機関向け貸付の4つの方法で行われる。チケットサイズは2,000 万～1 億ドル。

c. 仲介出資：チケットのサイズは500 万ドルから1 億 5,000 万ドル。上述の重点セクターを対象とした投資ファンドへの出資。

CDC グループは、市場を補完する「カタリスト戦略」に基づく投資を実行する。セクターに特化したものでは「Energy Access & Efficiency」（エネルギーへのアクセスと効率性）があり、アフリカのオフグリッド地域におけるクリーンエネルギーへのアクセス拡大のため、現地通貨での貸付を通じて資源高活用事業に対し資金を提供している。

2019 年末時点で、アフリカで690 件、南アジアで377 件、計1,228 件の事業に投資した。CDC がどのように投資を実施しているかについては、以下の URL を参照のこと：

<https://www.cdcgroup.com/our-investments/key-data#how-we-invest-in-sectors!>

エネルギー・環境パートナーシップ（EEP）

注：英国国際開発省（DFID）からの資金援助契約は終了。以下、参考情報として掲載。

1. サービス区分 - 資金調達

2. 問い合わせ先 - c/o the Hillside St and Klarinet Rd, Lynnwood, 0081, Pretoria, South Africa. info@eepafrica.org

3. 組織概要 - EEP は、東部・南部アフリカを対象にクリーンエネルギー分野のプロジェクト、技術、ビジネスモデルに助成や融資を行うマルチドナーファンドである。同ファンドは北欧開発基金（Nordic Development Fund：NDF）が運営しており、オーストリア、フィンランド、NDF から資金供与を受けている。同ファンドはクリーンエネルギー融資に重点を置き、2つの融資窓口を提供している。また、投資促進サービスや事業開発サービスのほか、すべての利害関係者のために可能なパートナーシップの提案も行う。同ファンドはこれまで 250 件を超えるプロジェクトにおよそ 5,000 万ユーロを投資している。

4. 企業向けスキーム／サービス - 東部および南部アフリカ諸国に登録されている日本企業は、以下の2つの窓口を通して資金調達ができる：

- a. EEP Innovation: 20 万ユーロから 100 万ユーロの融資要請が対象。スタートアップ、非営利団体、社会的企業、研究機関などの民間企業の支援を目的としたファンド。公募の間、EEP は 1 つまたは複数の対象国における初期段階のオフグリッドとオングリッドのクリーンエネルギー系のプロジェクトから申請を受け入れる。コファイナンス（協調融資）は最低 30% 求められる。申請者は、ボツワナ、ブルンジ、エスワティニ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セイシェル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエに登録された法人でなければならない。また、確かに地元へ関与する証拠を提供しなければならない。現在融資申請はクローズとなっているが、今後の資金調達ラウンドの詳細は以下のウェブサイトから確認が可能：

<https://eepafrica.org/two-funding-windows/>

- b. EPP Catalyst: このファンドは 2020 年に開始、既に EEP の資金を受けたプロジェクトに対して、最大 200 万ユーロのフォローアップのデッドファイナンスを提供する。この資金は、融資、保証、その他リスクシェアリング手段の形で提供される。

英国輸出信用保証局（UKEF）

1. サービス区分 - 資金調達、ビジネス支援サービス

2. 問い合わせ先 - customer.service@ukexportfinance.gov.uk、+44 (0)20 7271 8010

3. **組織概要** - 英国輸出信用保証局（UKEF）は、英国企業に輸出金融やビジネス支援サービスを提供する政府機関。様々なサービスや金融商品を通じて、英国企業が契約を獲得、履行し、支払いを受けられるよう支援している。UKEF は、企業のサイズや業種を問わず、輸出金融担当者が無料でコンサルティングを行い、これらの企業が適切な支援を受けられるよう支援している。

4. 企業向けスキーム／サービス -

- a. 輸出保険証券（Export Insurance Policy）：英国の輸出企業に対して、輸出契約に基づく支払い不履行のリスク、または契約の打ち切りその他の不利な事象によるコスト回収不能のリスクに対して保証するもの。最大 95%までの補償が利用できる。補償される具体的なリスクには、バイヤーの支払い不能、バイヤーの支払い不履行、英国外でのバイヤーの支払いを妨げる有害事象の発生などがある。

資格基準は次のとおりである：

- i. 英国で事業を行う輸出企業であること
- ii. バイヤーが海外に所在していること
- iii. バイヤーが EU またはその他の高所得国に所在している場合、2 年未満の契約は対象とならない。
- iv. 輸出契約のうち 20%が英国産製品であること。
- v. 輸出業者が、一般市場から信用保険を得ることができないことを証明できること。

保険料は、個々の具体事例に応じて決められる。

申請は、customer.service@ukef.gsi.gov.uk から顧客サービスチームにコンタクトするか、またはブローカーを通じて行うことができる。

認定ブローカーは、以下を参照のこと：

<https://www.gov.uk/government/publications/uk-export-finance-insurance-list-of-approved-brokers/export-insurance-approved-brokers>

- b. 保証支援スキーム (Bond Support Scheme) : 銀行が英国の輸出企業のために発行した債券額の最大 80%を保証するもの。UKEF は、輸出業者が銀行に払い戻しを行うことができない場合、債券のうち合意した割合を負担する。本保証は、契約履行保証 (パフォーマンスボンド) を提供する、あるいは英国企業に債券を発行している海外の銀行に対して保証を提供する銀行に対して、行わる。本スキームは、スキームの利用契約を締結している銀行を通じてのみアクセスができる。輸出業者は、Barclays Bank Plc、HSBC、Lloyds Banking Group/Bank of Scotland Plc、Royal Bank of Scotland Plc、Santander UK Plc との間で銀行取引を行っている場合、このスキームに直接アクセスできる。その他認可されている金融機関は、以下を参照のこと :

<https://www.gov.uk/guidance/bond-support-scheme-overview-and-how-to-apply>

資格基準は以下のとおり:

- i. 英国、マン島、チャンネル諸島で事業を行う輸出企業であること
 - ii. 同地域以外に所在する企業と契約しているか、または契約を締結する意向があること
 - iii. 契約額のうち少なくとも 20%が英国産製品であること
- c. 保証保険証券 (Bond Insurance Policy): 海外のバイヤーに対して保証を発行することが契約で定められている場合、英国の輸出企業はこのスキームを利用することができる。入札保証を除くすべての保証は、この商品によってカバーされるが、前払金返還保証と契約履行保証が一般的である。発行方法には、主に以下の 2 つの方法がある。

1. 海外のバイヤーが供給契約の一環として英国輸出企業の取引銀行に保証を要求するケース。UKEF は、その銀行が発行する保証を対象とする保証保険証券を輸出企業に発行する。当該サービスに係る所定の保険料は、輸出企業が負担する。

2. 供給契約の一環として、海外の銀行が海外バイヤーに保証を提供し、英国の銀行が輸出企業に代わって海外の銀行に保証を行う場合、UKEF は輸出企業に保証保険証券を提供し、それにより英国の銀行の保証をカバーすることになる。

資格基準は以下のとおり:

- i. 英国で事業を行う輸出企業であること
- ii. バイヤーが海外に所在していること

- iii. 債券が入札保証でないこと。また、英国政府の資金提供を受けた契約上の支払いでないこと。

手続きの手順については、以下を参照のこと：

<https://www.gov.uk/guidance/bond-insurance-policy>

- d. 輸出流動資産スキーム（Export Working Capital Scheme）：このスキームは、特定の輸出関連契約に関して、英国の輸出企業が運転資金のための融資を得られるようにするためのものである。UKEF は最大 80%のリスクを保証する。したがって、貸し手が所定の契約の全額を賄う意思がない場合や、英国の輸出業者が過去締結した案件よりも高額の海外契約を獲得するような状況では、特に役に立つ商品である。スキームを提供する金融機関は、以下を参照のこと：

<https://www.gov.uk/guidance/export-working-capital-scheme-overview-and-how-to-apply>

資格基準は以下のとおり：

- i. 英国、マン島、チャンネル諸島で事業を行う輸出企業であること
- ii. 同地域以外の会社と契約しているか、契約を締結する意向があること。
- iii. 契約額のうち少なくとも 20%が英国産製品であること
手続きの手順については、以下を参照のこと：

<https://www.gov.uk/guidance/export-working-capital-scheme-overview-and-how-to-apply>

- e. サプライヤー信用供与融資制度（Supplier Credit Financing Facility）：英国の輸出企業から資本財を購入する海外企業への融資を補填するか、または輸出企業が銀行から購入する約束手形の支払いを補填するために、銀行に保証を供与するスキーム。前者の場合、海外のバイヤーが銀行から融資を受け、その融資を英国の輸出業者から製品/サービスを受けながら銀行に直接返済する。輸出企業は、提供した製品/サービスに対する支払いを当該銀行から直接受け取り、UKEF は、海外のバイヤーに行われた融資の保証をする。後者の場合は、海外のバイヤーは英国の輸出企業に為替手形で支払うために、その為替手形に基づいて銀行へ支払いを行う。その後、銀行は輸出企業に支払いを行い、輸出企業から為替手形を回収する。UKEF は、海外のバイヤーが支払期日に手形に基づく支払いを行うことを、銀行に保証する。輸出企業は迅速に支払いを受け、バイヤーは支払いに十分な時間がとれ、銀行は為替手形に基づいて支払われるべき額に対する保証を受ける。このスキームは通

常 500 万ポンド以下の契約額に限られている。契約額の最大 85%を保証し、返済開始前に最低 15%を輸出企業に支払わなければならない。さらにその 15%の返済のうち 5%は、輸出契約に署名した時点で輸出企業に支払われなければならない。通常、契約期間は 2 年から 10 年の間であるが、契約の内容や産業によって、長くも短くもできる。このスキームにアクセスできる銀行は、以下のウェブサイトを参照のこと：

<https://www.gov.uk/guidance/supplier-credit-financing-facility>

資格基準は以下のとおり：

- i. 英国で事業を行っている輸出企業であること
 - ii. UKEF が認定した銀行であること（上記参照）
- f. バイヤー信用供与融資制度（Buyer Credit Facility）：英国の輸出企業から資本財を購入するため海外バイヤーに融資を行う銀行に対して保証する。この融資は、主要な取引通貨と、一部の現地通貨で行うことができる。バイヤーと銀行との間に融資契約がある場合、UKEF が輸出契約額の 85%までを保証する。契約額の 15%は、返済が始まる前にバイヤーによって英国の輸出企業に支払われていなければならない。その 15%のうちの 5%は、輸出契約の署名前に頭金として輸出企業に支払われている必要がある。英国の輸出者側に外国産品が含まれる場合、契約額の最大 80%までの外国調達分を対象とすることができる。融資期間は最低 2 年で、適格基準は以下のとおり：
- i. 英国で事業を行う輸出企業であること
 - ii. 輸出契約額が、最低 500 万ポンドまたは外貨建てで同等額であること
 - iii. 融資を実行する銀行は UKEF から認定されたものであること。詳細は、以下のウェブサイトを参照：

<https://www.gov.uk/guidance/buyer-credit-facility>

バイヤー信用供与融資制度には、以下の補足的サービスがある：

- クレジットライン（Lines of Credit）：海外銀行が英国輸出企業の銀行から付与された融資を返済することを、輸出企業の銀行に対して保証する。その後、英国の銀行はこの融資から輸出企業に支払い、輸出企業は資本財/サービスを海外のバイヤーに供給し、海外のバイヤーは合意した金額を海外の銀行に支払うことになる。その後、海外銀行は英国の銀行に返済を行う。クレジットラインの返済に対する融資期間は最低 2 年。資格基準は以下のとおり：

- i. 英国で事業を行う輸出企業であること
 - ii. 輸出契約額は、最低 2 万 5,000 ポンドまたは他の通貨建てでこれに相当する金額であること
 - iii. 信用枠を提供する銀行は、UKEF が認可した銀行であること
- 現地通貨建て融資（Local Currency Financing）：銀行が海外バイヤーに提供する現地通貨建て融資を UKEF が保証。海外バイヤーは英国の輸出企業から資本財/サービスを受領し、輸出企業は銀行からその支払いを受ける。現地通貨建て融資は、水道/ガス/電気事業、地方交通、地方自治体など、通常は外貨収入を生まないプロジェクトに特に適している。利用可能な通貨は以下のリンクから確認ができる：

<https://www.gov.uk/government/publications/local-currency-financing-eligible-currencies>
- 輸出リファイナンス制度（Export Refinancing Facility）：以下のサービスを提供する：
 - i. 一定期間内に当該与信を銀行から買い取ることを UKEF が銀行に保証
 - ii. 融資のリファイナンス（借り換え）のために発行した債券（またはその他の借款有志）に対する返済保証を借り手に提供

バイヤー信用供与融資制度の融資をポンド以外の外貨建てで提供する銀行が対象。通常、5,000 万ポンド以上の融資で、債券資本市場（DCM）を通じてリファイナンスする融資や他の商業融資が対象。
- g. 直接貸付融資制度（Direct Lending Facility）：このスキームでは、英国の輸出企業から資本財・サービスを購入できるよう、海外のバイヤーに UKEF が直接貸付を行う。融資はポンド、米ドル、ユーロまたは日本円で実施される。貸付金額の上限または下限はないが、500 万ポンド未満の貸付については、別の商品がより適切な場合があるため、カスタマーサービスとの協議が推奨される。一例として、海外バイヤーが英国の輸出企業に対して物品やサービスの入札を呼びかけ、魅力的な資金調達を提案したものが落札となるだろうという場合、英国の輸出企業は UKEF に連絡を取り、支援が可能かを照会する。UKEF はパートナー銀行の支援を得ながらアレンジを行い、海外バイヤーと合意の上で、英国の輸出企業に資金を供与する。その後、英国の輸出企業は輸出契約に従って必要な物品やサービスを供給し、最終的に海外バイヤーが UKEF へ融資の返済を開始する。特定の状況下に応じて柔軟な額を提示される場合もあるが、多くの場合、直接融資額は最大 2 億ポンドとなる。融資の上限額は契約額の 85% で、融資返済が始まる前に、契約額の最低 15% を

バイヤーが英国の輸出企業に支払う必要がある。また契約調印時に 15%のうち 5%の頭金を支払っている必要がある。輸出製品／サービスの外国調達分に対しては、UKEF が契約額の最大 80%まで支援を検討できる。貸付期間は 2 年以上である必要があり、資格基準は以下のとおり：

- i. 英国で事業を行う輸出企業であること
- ii. 輸出者またはバイヤーに指名された第三者は、UKEF の資格基準を満たす必要がある。

詳しくは、以下のウェブサイトを参照のこと：

<https://www.gov.uk/guidance/direct-lending-scheme>

- h. 海外投資保険（Overseas Investment Insurance）：このスキームは、OECD 非加盟国への投資に対し、政治リスクのカバーを求める英国の投資家が利用できる。民間保険市場が適切な補償を提供できない場合、デューディリジェンスと適格性の確認が完了した後、UKEF は個々の案件に応じた補償を提供できる。最長 15 年の長期のプロジェクトを対象とし、特定のリスクにより発生する損失額の最大 90%を補償する。当該保険は保険料と期間を変更せずに最大 15 年更新することができる。資格基準は以下のとおり：
 - i. 英国の投資家は、単に国外投資のためのトンネル法人ではなく、英国で事業を行っていないなければならない
 - ii. 民間市場からの補償が得られない状況にあること
 - iii. 海外投資に関して補償を求める場合、保証を付与する側が当該企業と利害関係を有している必要がある

アフリカ農業向け融資 (LAFCO)

1. サービス区分 - 資金調達

2. 問い合わせ先 - lafco@innpact.com

<https://www.lendingforafricanfarming.com/contact/>

3. **組織概要** - アフリカ農業向け融資 (LAFCO) は、小規模農家と協力するアフリカの農業ビジネス企業への融資に焦点を当てたモーリシャス拠点の投資機関で、ドイツ復興金融公庫 (KfW) や英国の開発投資機関 AgDevCo から資金提供を受けている。その目的は、中小企業を直接支援することで、アフリカの農業セクターに対する社会的・経済的インパクトを促し、また、そうした中小企業を通じて、小規模農家を間接的に支援することで、生計の改善に繋げることにある。LAFCO のターゲットとなるのは、アグロディーラー、加工業者、貿易・輸出業者、流通業者、物流業者、その他農業関連事業者といったサブセクターに属する企業である。また、広範囲にわたる食糧作物のバリューチェーンにも焦点を当てている。

4. **企業向けスキーム／サービス** - 融資はベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ガーナ、ケニア、リベリア、マラウイ、マリ、ルワンダ、セネガル、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビアの各国に登録されている企業が利用可能である。企業は、総資産が1,500万ドル未満、年間売上高1,500万ドル未満、従業員300人以下といった基準のうち、少なくとも2つの要件を満たしている必要がある。より大規模な事業体については、LAFCO の中核的目標が達成される場合には、資金提供を受けることができる。資金供与が見込める企業は、食糧作物のバリューチェーンに関する事業を行っており、国内取引またはアフリカ域内貿易に関与していなければならない。作物バリューチェーンには、穀物、豆類、ナッツ、および根菜、果実や野菜といった園芸作物（生鮮か加工用かは問わない）、食用油または飼料用油脂種子、家畜用飼料、酪農、家禽およびその他の家畜が含まれる。

融資を受けるためには、以下の基準を満たす必要がある：

- a. 操業が2年以上
- b. 少なくとも2年分の監査済みの財務諸表を提出すること
- c. 対象国で法人登記されていること
- d. 責任をもって運転資金融資を返済する能力を有していること
- e. 国の法律、現地の規制を遵守すること

- f. LAFCO が定める除外リストを遵守すること（受入国の法規制や国際条約・協定で違法とみなされる製品や活動の生産・取引の排除を定めた国際金融公社 (IFC) の原則に従い策定）
- g. 該当する現地の環境・社会パフォーマンス要件を遵守すること
- h. LAFCO の反マネーロンダリングおよび汚職防止に関する方針を遵守すること